

鳥取県訓令第10号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場を除く。</u>）、<u>鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則（平成21年鳥取県規則第24号）第1条の規定により設置された会計局及び庶務集中局並びに労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、農林水産部農業大学校、農林水産部農林総合研究所企画総務部、農林水産部農林総合研究所農業試験場、農林水産部農林総合研究所</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）本庁 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第2条第2項に規定する本庁（総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所を除く。</u>）、<u>鳥取県出納局設置規則（昭和49年鳥取県規則第54号）第1条に規定する出納局及び労働委員会事務局をいう。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方機関等 地方機関、総務部行財政改革局自治研修所、生活環境部衛生環境研究所、<u>生活環境部消費生活センター、農林水産部農業大学校及び農林水産部農林総合研究所をいう。</u></p>

<p><u>園芸試験場、農林水産部農林総合研究所畜産試験場、農林水産部農林総合研究所中小家畜試験場及び農林水産部農林総合研究所林業試験場をいう。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(健康管理区分の変更の申請)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、<u>当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、<u>当該申請内容について産業医の意見を聴き、その内容を記載した書面とともに、総務部長が別に定める報告書を添えて、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(5) 略</p> <p>(健康管理区分の変更の申請)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の申請書の提出を受けたときは、<u>総務部長が別に定める報告書を添えて、これを産業医に送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>産業医は、前項の申請書の送付を受けたときは、意見を付して、前項の報告書とともに、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p>(経過の報告)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 所属長は、前項の報告書の提出を受けたときは、<u>総務部長が別に定める報告書を添えて、これを産業医に送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>産業医は、前項の報告書の送付を受けたときは、意見を付して、前項の報告書とともに、これを総務部長に送付しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
--	---

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。